

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和7年4月1日時点)

所管局：生活文化局

機関名称	東京都私立学校審議会
機関種別	附属機関
設置根拠法令等	私立学校法第8条
設置年月日	1950-05-04
機関の目的・所掌内容	私立学校の設置認可等に関する知事の諮問に応えること。私立学校に関する重要事項について知事に建議すること。
委員数	20 名 (うち、女性委員数 8 名)
会議公開	一部非公開
会議非公開理由	法人情報等の保護を図るため、認可・命令・勧告に関する議案の審議については非公開としている。
議事録公開	公開
議事録非公開理由	
備考	
HPのURL	https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/shingi/
問い合わせ先	生活文化局 私学部 私学行政課 電話番号：03-5388-3192